

**産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会  
第2回製品3Rシステム高度化ワーキング・グループ  
議事録**

日時：平成17年2月21日（月） 14：00～16：00

場所：経済産業省 本館17階 国際会議室

議題：

- (1) 製品3Rシステム高度化にかかる課題について
- (2) その他

議事内容：

- 永田委員あいさつ
- 配付資料の確認
- 梅田委員の座長代理就任の承認
- 製品3Rシステム高度化にかかる課題について
- サプライチェーンにおける製品配慮情報（製品含有化学物質情報）の収集と管理手法の共通化について  
（グリーン調達調査共通化協議会 古田議長より資料3に基づき説明）
- ・ グリーン調達調査共通化協議会は製品中に含まれている化学物質の情報を、サプライチェーンを通じて情報収集するための手法を共通化するために創設された協議会である。
- ・ 電気・電子製品の環境配慮を進めるためには、メーカー自身ができる努力と、上流に頼らなければならない部分の2つがある。
- ・ 最終的な環境配慮製品を作るためには、グリーンな企業から材料を調達する必要があり、そのためにサプライチェーンの情報を集める必要がある。
- ・ 特定の化学物質の使用を制限する法規制が各国で協議・成立しており、メーカーとしてもこれに的確に対応する必要がある。
- ・ RoHS指令では、2006年7月以降、対象6物質を使用した製品が使用できなくなるため、サプライチェーンの上流まで、これらの物質が含まれていないかどうか確認する必要がある。
- ・ 各社のグリーン調達が進展し、1998年頃からサプライチェーンの情報を集めるようになってきた。
- ・ 協議会発足当時、日本のITメーカー10社を調べると、物質数が約2,500ほどあった。また、セットメーカー側も部品事業を実施しているが、自社調査を回答に充てられないような場合も見られた。
- ・ 依頼側では回答をえるために時間がかかる、回答精度に問題があるなどの問題があった。一方、回答側としては、回答のための負荷が過大な点が課題であった。
- ・ グリーン調達調査共通化協議会は2001年1月から8社でスタートした。調査項目を共通化す

ることにより、サプライヤー側において調査項目が事前にわかるので、回答精度やスピードアップ、業務の効率化が図れる。

- ・ 現在、協議会の加盟数は82社5団体に拡大し、セットメーカーだけでなく、素材、部品、セットメーカー横断の協議会に発展している。日本の著名なITメーカー、部品メーカー、素材メーカーが参加して、活発な議論を行っている。
- ・ (電気・電子製品は)事業領域が国内だけに止まらず、東南アジアや中国にサプライチェーンが拡大している。共通化というスタンスは、海外とも連携する必要がある。アメリカのEIA、欧州EICTAから、共同で取り組もうとの申し出があって、現在、メールでのやりとりや直接のミーティングなどを行って進めている。
- ・ 3極によるガイドラインの発行を目指している。共通化する項目としては、調達先情報、部品情報を特定するための基本情報調査、対象物質、調査回答データフィールドである。
- ・ 対象となる化学物質は大きく2つのレベルで絞り込んでいる。レベルAは国内外の法令で含有物質の販売・製造、製品への使用に関し、禁止制限、または報告義務を課されている化学物質、レベルBはエンド・オブ・パイプの管理の際、マイナスの影響を回避するために、情報が必要と思われる物質や有害廃棄物に関する法規制の要求事項の対象となる物質など、日米欧の3極が調査対象として選定した化学物質である。
- ・ 現在、フェーズ1として管理24物質の含有量管理が議論されている。また、フェーズ2(環境管理システム)に向けて準備を進めている。回答の信頼性を確保することが必要であり、この部分をフェーズ2として取り組んでいる。
- ・ フェーズ2で考えているような製品含有化学物質に関する合理的なマネジメントシステムが企業の中に存在すれば、その企業から提供される回答は信頼性が高いと思われる。
- ・ フェーズ2は、現状は日本(共通化協議会)における議論に止まっているが、今後、他の2極にも拡大したい。
- ・ フェーズ2では、業界、事業内容、製品特性に応じたマネジメントの解説を含めて検討したい。
- ・ マネジメントの要求事項として、製品含有化学物質の方針、管理をマネジメントシステムの中に位置づけてもらいたい。ただし、第三者認証を必要とするものではなく、自己認証やすでに存在するISO14001などで代替してもかまわない。
- ・ サプライチェーンにおける製品含有化学物質情報の調査・管理は電気・電子機器メーカーにとっての必須要素である。
- ・ (化学物質管理は)マネジメントツールとして開発するのがもっとも効率的である。

(永田座長)

- ・ フェーズ2の話は、日本中心で進めているということだが、欧州やアメリカについて、どのような状況なのか。

(古田議長)

- ・ 欧米では、新たな第三者認証については歓迎していない。自己認証なども含めれば議論になると思われる。日本のメーカーとしても、認証が必要ではなく、自己のマネジメントの改善として考えている。

(辰巳委員)

- ・ 協議会に入っている企業が多いが、製品としては、どのような製品が範疇となるのか。

(古田議長)

- ・ 協議会における議論のベースがR o H S 指令になることもあり、対象は電気・電子機器全体である。キヤノンの製品で言えばすべての製品が該当する。

(角田委員)

- ・ 消費者は(企業が提供する情報の)信頼性について敏感になっている。信頼性を高めるための方策として、2重チェックのシステムは考えていないのか。

(古田議長)

- ・ マネジメントシステムを別なツールで評価するというだけでなく、部品や材料に含まれている物質の分析や、サプライヤーの訪問調査などで補完的に調査することによって、マネジメントシステムが機能しているかどうかをチェックすることになる。マネジメントシステムの運用とその評価によって信頼性の向上を図っていくことになる。

(永田委員)

- ・ 他の製品カテゴリーとの情報交換は行っているのか。他のカテゴリーではどのような状況なのか。

(古田議長)

- ・ 自動車メーカーなどと個別に話し合っているといった話を聞いたことはある。他産業で当協議会と同様の組織を作ったという話は聞いたことはない。

(高見代理)

- ・ 非常に先進的な取り組みだと思う。なお、大半の企業はISO14001を認証取得していると思うが、ISO14001の環境マネジメントシステムの中でどのように活用するのか。既に取り組んでいる企業があると思うが、状況を教えて欲しい。

(古田議長)

- ・ ヨーロッパのR o H S 指令は逼迫した問題であり、ISO14001の一環として取り組む企業や、環境「品質」の一環として、ISO9000で取り組む企業など方法は様々である。キヤノンでも事

業部ごとにもっとも効率的な方法で進めているのが実情。

- ・ 協議会全体としては、どのような形で使うかは問題ではなく、製品含有物質をコントロールして、伝えていくことが重要であるとする。

(岩本代理)

- ・ 化学産業界では製品含有物質情報を品質保証の一つの柱だと考えている。MSDS (マテリアルセーフティデータシート) の別添シートの形で、品質保証部長の責任の下、(企業が)自己宣言するという形を採用している。

(梅田委員)

- ・ セットメーカーにサプライチェーンの情報が集まってくるというイメージだが、下流のステークホルダー (消費者やリサイクラーなど) に情報を伝えるということになっているのか。

(古田議長)

- ・ リサイクラーからの製品リサイクル上の課題、ニーズを吸い上げて、リストを作成している。このようなデータが蓄積されれば、今後はリサイクラーにも情報を伝えることができるようになる。

(佐藤代理)

- ・ 消費者に対してはどのように情報を伝えるのか。セントラルデータベース方式は考えているのか。
- ・ メーカー間の情報共有については考えていないのか。

(古田議長)

- ・ 消費者が、関心があるというのであれば、提供すべき情報として整理する必要がある。しかし、物質の中に固定化されているのであれば、エンド・オブ・パイプの段階で問題となる話なので、メーカーとして把握しておけばよい話である。
- ・ 開発スピードや部品の多さを考えると、セントラルデータベース化がよいのか、共通フォーマットが良いのか判断が難しい。今後、セントラルデータベースの方が良いということになれば、その議論が必要と思われるが、現状はまだ検討していない。

- サプライチェーンにおける製品配慮情報 (製品含有化学物質情報) の収集と管理手法の共通化について

(辰巳委員より資料4に基づき説明)

- ・ 地球上で様々な問題が発生しているので、だれもが暮らしの転換が必要という認識が広まっていることから、1999年から(社)消費生活アドバイザー・コンサルタント協会(NACS)では環境委員会を設置した。

- ・ 環境を大きく考える必要が出てきたことは共通認識となってきたと思われる。

#### 【環境ラベルの10原則】

- ・ 消費者の環境商品選択に大きく影響するのは広告だが、ラベルも重要である。環境ラベルは環境商品購入の決め手になっているし、なるものである。ISO14020の一般原則は難しく、消費者には理解しにくいので、消費者の目から見て環境ラベルに求められる事項を環境ラベルの10原則として整理した。
- ・ 環境ラベルの10原則は、関係者との対話のきっかけにもなると考えている。
- ・ 1つ目が情報の量的要望、2から8が情報の質的要望、9, 10が消費者の権利への対応になっている。
- ・ ある側面だけの情報では不十分であり十分な情報がないと、環境配慮製品・サービスの選択にはつながらない。また、(ラベルにおける)文字が小さかったりわかりにくいと意味がない。具体的にどこがどのように環境にやさしいのかわからないと意味が無い。それであればデータで示して欲しい。
- ・ ライフサイクル全般がわかる表現にして欲しい。比較できる情報であって欲しい。過去の自社製品との比較ではなく、他社の製品と比較していることが重要である。
- ・ 都合の良い情報だけでなく、デメリット情報も合わせて提供して欲しい。
- ・ 確定した情報でないという話もあるが、話題になっているのであれば、因果関係が明らかでなくても、提供できる範囲で、きちんと情報を提供することが信頼性向上につながるのではないか。
- ・ 消費者の知る権利が社内的に体制として反映できるシステムが整っていることが重要である。問い合わせをしてもたらいまわしにされることがある。
- ・ 環境ラベルを見ながら商品選択ができるように、チェックポイントを載せている。
- ・ 消費者にとって、商品のライフサイクルを理解することは難しい。
- ・ 消費者は、自分にとって必要な情報がなければ、企業に要求すべきである。

#### 【エコリーフ】

- ・ 消費者にとってエコリーフは読みづらいが、説明の仕方にとってはわかりやすくなる。カメラの場合、製造時点でのCO<sub>2</sub>発生量多いが、コピー機では使用時点でのCO<sub>2</sub>発生量が多い。少なくとも製品にこのような情報が提供されているのであれば、商品選択に資するのではないか。使い方によっても負荷を下げることもできる。

#### 【消費者の入手可能な環境情報源】

- ・ 情報ツールには様々なものが考えられる。環境ラベルだけではなく、環境報告書も重要である。商品を選択する中で、環境報告書にも注目しようということで、NACSも消費者に対する環境教育に取り組んでいる。

### 【環境報告書】

- ・ 環境報告書からは、環境ラベルからは読み取れない企業姿勢や生産工程などの情報もわかる。
- ・ サービスの環境配慮情報を環境ラベルで表示することは難しい。内容そのものが企業経営全体になる。そのためサービスの環境配慮情報については環境報告書で情報提供することが重要になる。
- ・ 環境報告書に掲載することが望ましい情報について、エコプロダクツ展で投票してもらった（ほぼ1人1票）企業にとって不利なネガティブ情報を公開していることが望ましいという回答が多かった。
- ・ 環境報告書は読みたいところだけを読めばよいと考える。関心があるところを拾って読むだけで十分である。
- ・ 環境報告書では第三者意見なども重要である。

### 【ネガティブ情報】

- ・ ネガティブ情報の公開とは、不祥事の情報提供だけでない。ネガティブ情報というと不祥事を連想するが、それだけではない。上流や下流の情報も、出たくない情報ということではネガティブ情報である。このような情報が出されることで安心につながる。
- ・ 現状、未着手であったり、検討中であるような情報であっても、10年後の目標を公開しつつ、現状の状況について紹介することもネガティブ情報の提供に当たると考える。

### 【環境情報の提供主体】

- ・ 企業や製品の環境情報を提供すべき主体は企業だけではないと考える。提供元によらず、参考になるのであればそれでよいと思う。
- ・ ただし、環境ラベルに関しては、一番責任があるのはメーカーであるので、メーカーが発信すべき情報である。

### 【グリーンコンシューマーの育成】

- ・ グリーンコンシューマーの育成が重要である。企業が環境情報を提供することによって、グリーンコンシューマーが育つのではないか。毎日の暮らしは選択の積み重ねであり、選択には様々な視点があるが、その一つとして環境が入ることが望ましい。

### （西尾委員）

- ・ 消費者サイドによる具体的な取組みとして素晴らしい。NACS が考えている環境ラベルの定義は、通常の環境ラベルよりももう少し広いのか。環境情報すべてを意味しているのか。

### （辰巳委員）

- ・ 環境ラベルというと ISO の定義になるが、もう少し一般的な情報提供を考えている。ただし、環境報告書を環境ラベルと考えてよいかどうかは疑問である。

(西尾委員)

- ・ 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会の環境ラベルの10原則は環境報告書にも適用できるのではないか。

(辰巳委員)

- ・ 環境報告書はこうあるべきというのは難しいので、欲しい環境情報はこうあるべきというアプローチを考えている。

(西尾委員)

- ・ 10原則は非常に重要であり、環境情報を開示する際の必要条件として、非常に良いガイドラインになる。
- ・ 環境情報の開示情報としてラベル、報告書、テレビ広告とそれぞれ良いところ悪いところがある。ラベルには視認性があり、環境報告書は自分のペースで読めるなど、各媒体のコミュニケーションツールとしての特徴を考え、どう組み合わせるかが重要である。環境ラベルは環境問題について今まで考えていなかった人に環境問題を気づかせるという意味でも重要である。
- ・ 消費者の環境問題に対する関心の度合いにより、効果的な環境情報の開示手段がある。環境ラベルは、環境に配慮した製品の購入に関心を持ち始めた段階の消費者に効果があるのではないか。

(小林代理)

- ・ 資料中に情報の担い手として販売者が記載されていることを評価。物を作る人と消費者の情報交換だけでなく、流通の役割も重要である。情報を解読して解説する人が社会の中に存在することが必要である。
- ・ グローバルな時代なので、メーカーが見えてこない製品が入ってくると思われ、そのような商品を説明する人が重要である。そういった人も含めた解説者を増やして頂きたい。

(辰巳委員)

- ・ 販売店がどのような製品を選択して店舗に置くかといったことも重要である。

- 第1回WGの論点整理について

(資料5に基づき説明)

- 補足資料について

(資料6～9に基づき説明)

(大鶴委員)

- ・ 従来から電気・電子機器メーカーは製品に含有される特定化学物質には配慮していた。また、電気・電子機器メーカーはR o H S 指令の対応を進めているが、原料の最適地調達、最適地生産が進む中で、欧州向けだけでなく、すべての製品に対する対応が必要であると考えている。具体的には以下の4点が重要。
  - 製品に含有される特定化学物質を把握して正しく開示する仕組みが必要である。
  - 国際的な規制と整合が取れていることが重要である。
  - 有害性の評価が不十分で、有用な物質については、一律に使用を規制すべきではない。
  - 追加的なコストがかからないようにして欲しい。
- ・ E U や中国が規制する（規制を予定する）化学物質を対象に、それらを含有している製品に対する表示を義務づけることで、消費者は化学物質が含有されているかどうかを知ることができ、リサイクル業者は適正な処理方法を知ることができるようになる。日本では、リサイクル体制が構築され、また廃棄物処理法により特定化学物質が不適正に埋め立てられることを防ぐ仕組みがある。適切な情報開示の枠組みを構築すればそれで良いのではないか。

（安立委員）

- ・ 電機工業会では他の団体とも協力して環境配慮設計について、再生資源の利用率や材質について検討してきたので、次回発表させて頂きたい。

（永田座長）

- ・ 資料7の概念図に関連して、製品3 R システムを構築していくという施策を表現する良い名称があれば提案頂きたい。

（稲葉委員）

- ・ リユースとリサイクルでは市場が異なる。制度を考えるなら別扱いとすべきである。資料7ではリユースとリサイクルが一緒になっているという印象を受ける。

（井内課長）

- ・ 部品のリユースも進んでいるので、表示によって部品のリユースが促進されるといったことを示したかった。もちろん製品全体のリユースの話もあるので、今後その使い分けをきちんとしていきたい。

（小林委員）

- ・ 国際的な規格との整合性は重要な話である。製品の環境配慮情報を提供する対象を明確化しつつ規格化することが重要である。消費者向け、製造者、リサイクラーそれぞれに対する表示の規格化が重要である。国際規格化については、行政にも協力して頂きたい。

*資料の扱いについての説明*



*次回以降のスケジュールについての説明*

- ・ 第3回3月22日(火) 14:00~16:00
- ・ 第4回4月12日(火) 14:00~16:00

以上